



第200期 定時株主総会 招集ご通知

2024年6月24日(月曜日) 午前10時開催

証券コード：7951



スクールプロジェクト(インドの初等学校での楽器を使った音楽教育の様子)

世界中の人々のこころ豊かなくらし

企業理念

感動を・ともに・創る

私たちは
音・音楽を原点に培った技術と感性で
新たな感動と豊かな文化を
世界の人々とともに
創りつづけます

目次

- | | | | |
|----|--|----|--------------------------------|
| 01 | ヤマハが目指すもの・企業理念 | 39 | 6. 会社役員に関する事項 |
| 02 | 株主の皆さまへ | 44 | 7. 会計監査人の状況 |
| 03 | ■第200期定時株主総会招集ご通知 | 45 | 8. 業務の適正を確保するための体制 |
| 05 | 電磁的方法(インターネット等)による
議決権行使のお手続きについて | 47 | 9. 業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要 |
| 06 | インターネットによる議決権行使方法のご案内 | 49 | ■連結計算書類 |
| 07 | ■株主総会参考書類 | 49 | 連結財政状態計算書 |
| 07 | 第1号議案 剰余金の処分の件 | 49 | 連結損益計算書 |
| 08 | 第2号議案 取締役8名選任の件 | 50 | ■計算書類 |
| 17 | 当社の独立役員指定基準 | 50 | 貸借対照表 |
| 18 | 取締役会の構成 他 | 50 | 損益計算書 |
| 19 | ■事業報告 | 51 | ■監査報告書 |
| 19 | 1. 企業集団の現況に関する事項 | 51 | 連結計算書類に係る会計監査人の
監査報告書(謄本) |
| 37 | 2. 会社の株式に関する事項 | 53 | 会計監査人の監査報告書(謄本) |
| 37 | 3. 会社の新株予約権等に関する事項 | 55 | 監査委員会の監査報告書(謄本) |
| 37 | 4. 当事業年度中に職務執行の対価として
会社役員に交付した株式の状況 | 57 | トピックス |
| 38 | 5. 当社が保有する株式に関する事項 | 58 | 株主メモ |

表紙

当社は、より多くの子どもたちに楽器演奏の機会を提供し、音楽・楽器の楽しさを伝えるため、公教育における音楽と楽器を使った活動の普及を目指した活動を世界各地で展開しています。

ヤマハ株式会社
「スクールプロジェクト」▶





2024年5月
代表執行役社長 山浦 敦

2024年4月1日付で代表執行役社長に就任しました山浦敦でございます。株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。このたびの能登半島地震により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社グループの第200期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の業績は、デジタルピアノの需要回復が遅れたことや、中国市場の市況低迷の長期化により、楽器の販売が伸び悩んだものの、法人向け音響機器の販売好調に加え、為替の円安による影響もあり、売上収益4,629億円、事業利益337億円、親会社の所有者に帰属する当期利益296億円と、対前期で増収減益となりました。

期末配当につきましては、1株につき37円とさせていただきます。第200期定時株主総会においてご提案申し上げたいと存じます。これにより中間配当金（1株につき37円）を加えた年間配当金は、前期に対し8円増配の1株につき74円となります。

また、株主の皆様への還元を進めるとともに資本効率の向上を図ることを目的として、700万株又は総額150億円を上限とし取得期間を2024年2月から2024年7月までとする自己株式の取得を、2024年2月に開催した取締役会で決議し、実施しております。

中期経営計画「Make Waves 2.0」は第200期で2年が経過し、第201期が最終年度となりますが、「世界中の人々のこころ豊かなくらし」の実現に向け、「新たな社会で持続的な成長力を高める」を基本方針とし、3つの方針「事業基盤をより強くする」「サステナビリティを価値の源泉に」「ともに働く仲間の活力最大化」を掲げて各種の施策に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(証券コード 7951)

2024年5月31日

(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)

静岡県浜松市中央区中沢町10番1号

ヤマハ株式会社

取締役会長 中田 卓也

株主各位

第200期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第200期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき電子提供措置をとっております。事業報告等の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第200期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト及び三井住友信託銀行が提供する「株主総会ポータル®」にも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）をご利用される場合は、アクセス後に銘柄名（ヤマハ）又は証券コード（7951）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また「株主総会ポータル®」をご利用される場合は、6ページに記載の方法をご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



三井住友信託銀行「株主総会ポータル®」

<https://www.soukai-portal.net>

▶ QRコードは議決権行使書用紙にございます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月21日（金曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

5ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月24日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市中央区中沢町10番1号 当社18号館1階
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第200期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第200期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
- ① インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

書面交付請求された株主様にご送付している書面におきまして、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結持分変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、記載しておりません。

なお、これらの書類に加えて、「連結包括利益計算書」「連結キャッシュ・フロー計算書の要旨」につきましても、電子提供措置をとっております。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.yamaha.com/ja/>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

- ▶ ミニコンサート及びお土産はございません。
- ▶ 駐車場の準備はございません。
- ▶ 本株主総会につきましては、後日、下記当社ウェブサイトにて動画配信することを予定しております。
- https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/

*本定時株主総会の運営に変更等が生じた場合は当社ウェブサイトに掲載いたします。

https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きについて

1. インターネットをご利用される皆様へ

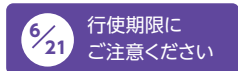


同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。詳しくは、6ページ及び同封のリーフレットをご覧ください。

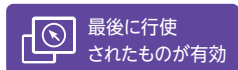


パソコンからの議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)をご利用いただくことにより行うことができます。上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

また、「株主総会ポータル®」(<https://www.soukai-portal.net>)をご利用いただくことも可能です。詳しくは、6ページをご覧ください。



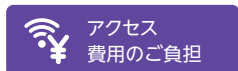
インターネットによる議決権行使は、株主総会参考書類をご検討いただき、**2024年6月21日(金曜日)午後5時まで**に行われますようお願いいたします。



インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。



インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 **0120-652-031** (フリーダイヤル)
[受付時間 9:00~21:00]

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社の株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月21日(金)午後5時

▶スマートフォン等による議決権行使方法

1



議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。

*QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2



株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

3



スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

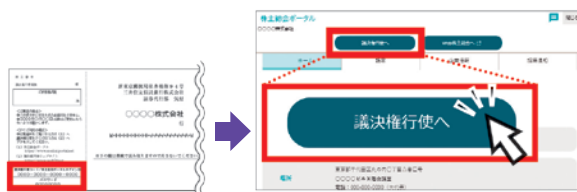
▶パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【株主総会ポータルURL】

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

【お問い合わせ】

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間
9:00~21:00

ぜひQ&Aも
ご確認ください。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資などの成長投資を行うとともに、株主の皆様への積極的な還元を行います。株主還元は、継続的かつ安定的な配当を基本としますが、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、資本効率の向上を目的とした機動的な株主還元も適宜、実施してまいります。

剰余金の処分につきましては、上記の方針及び財務状況等を勘案して、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 37円

配当総額 6,142,271,432円

これにより、中間配当（1株につき37円）を加えた年間配当金は1株につき74円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当	当事業年度の取締役会出席率	当事業年度の委員会出席率	取締役に選任された場合の委員会委員への就任予定
1	再任 <small>なか た たく や</small> 中田 卓也	取締役会長 指名委員 報酬委員	100% (13回中13回)	指名委員会 100% (5回中5回) 報酬委員会 100% (3回中3回)	指名委員
2	新任 <small>やま うちら あつし</small> 山浦 敦	代表執行役社長	—	—	—
3	再任 <small>ひ だか よし ひろ</small> 日高 祥博 <small>社外取締役 独立役員</small>	社外取締役 指名委員 報酬委員	100% (13回中13回)	指名委員会 100% (5回中5回) 報酬委員会 100% (3回中3回)	指名委員 報酬委員
4	再任 <small>ふじ つか みき お</small> 藤塚 主夫 <small>社外取締役 独立役員</small>	社外取締役 監査委員(委員長)	100% (13回中13回)	監査委員会 100% (18回中18回)	監査委員(委員長)
5	再任 <small>Paul Candland</small> ポール・キャンランド <small>社外取締役 独立役員</small>	社外取締役 指名委員 報酬委員(委員長)	100% (13回中13回)	指名委員会 100% (5回中5回) 報酬委員会 100% (3回中3回)	指名委員 報酬委員(委員長)
6	再任 <small>しの はら ひろ みち</small> 篠原 弘道 <small>社外取締役 独立役員</small>	社外取締役 指名委員(委員長) 報酬委員	100% (13回中13回)	指名委員会 100% (5回中5回) 報酬委員会 100% (3回中3回)	指名委員(委員長) 報酬委員
7	再任 <small>よし ざわ なお こ</small> 吉澤 尚子 <small>社外取締役 独立役員</small>	社外取締役 監査委員	100% (13回中13回)	監査委員会 100% (18回中18回)	監査委員
8	再任 <small>え ばた な ほ</small> 江幡 奈歩 <small>社外取締役 独立役員</small>	社外取締役 監査委員	100% (11回中11回)	監査委員会 100% (15回中15回)	監査委員

**■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1981年 4月 当社入社
- 2005年 10月 同 PA・DMI事業部長
- 2006年 6月 同 執行役員
- 2009年 6月 同 取締役 執行役員
- 2010年 4月 ヤマハコーポレーションオブアメリカ取締役社長
- 2010年 6月 当社上席執行役員
- 2013年 6月 同 代表取締役社長
- 2014年 3月 ヤマハ発動機株式会社取締役(社外取締役)(現)
- 2015年 6月 一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長(現)
- 2017年 6月 当社取締役 代表執行役社長
- 2024年 4月 同 取締役会長(現)

■所有する当社株式の数

98,900株

■取締役在任年数

12年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■委員会への出席状況

指名委員会5回中5回(100%)

報酬委員会3回中3回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまでPA・DMI事業部長、ヤマハコーポレーションオブアメリカ取締役社長を歴任する等、事業における豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。

2013年6月から代表取締役社長、指名委員会等設置会社移行後の2017年6月からは取締役代表執行役社長として当社グループを牽引してきました。また、指名委員会等設置会社への移行等コーポレートガバナンス改革を主導し、取締役会の監督機能の強化に努めてきました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年 4月 当社入社
- 2015年 4月 同 音響開発統括部音響技術開発部長
- 2016年10月 同 楽器開発統括部電子楽器開発部長
- 2019年 4月 同 楽器事業本部電子楽器事業部長
- 2021年 4月 同 執行役員
- 2022年 4月 同 執行役 楽器事業本部長
- 2023年 4月 同 執行役 楽器・音響営業本部副本部長 兼
ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司総経理
- 2024年 4月 同 代表執行役社長(現)

■所有する当社株式の数
12,584株

■取締役在任年数

—

■取締役会への出席状況

—

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

これまで新規事業の開発経験、電子楽器事業部長、楽器事業本部長、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司総経理等、事業における豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。

2024年4月からは代表執行役社長として当社グループを牽引しております。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

**■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1987年 4月 ヤマハ発動機株式会社入社
- 2010年 7月 Yamaha Motor Corporation, U.S.A. バイスプレジデント
- 2013年 1月 ヤマハ発動機株式会社MC事業本部第3事業部長
- 2014年 3月 同 執行役員
- 2015年 1月 同 MC事業本部第2事業部長
- 2016年 1月 同 MC事業本部第1事業部長 兼 MC事業本部第1事業部アセアン営業部長
- 2017年 1月 同 企画・財務本部長
- 2017年 3月 同 取締役 上席執行役員
- 2018年 1月 同 代表取締役社長 社長執行役員(現)
- 2018年 6月 当社社外取締役(現)

■所有する当社株式の数

7,800株

■取締役在任年数

6年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■委員会への出席状況

指名委員会5回中5回(100%)

報酬委員会3回中3回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表するグローバル輸送機器メーカーにおいて経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。また当社と共通のブランドを使用するヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長としてヤマハブランドを最もよく理解する一人でもあります。

2018年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果敢な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化及びブランド価値の向上を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と日高祥博氏が代表取締役社長を務めるヤマハ発動機株式会社は共通のヤマハブランドを使用していることから、当社の持続的発展によるブランド価値の向上が同社の企業価値にもプラスの影響を与える一方、当社の法令違反・ガバナンスの欠如等によるブランドの毀損が同社の企業価値にマイナスの影響を及ぼすという関係にあります。日高祥博氏は、当社の企業価値の源泉であるヤマハブランドを最もよく理解する一人であり、当社のブランド価値向上について一般株主と共通の利益を有しております。また、当社とヤマハ発動機株式会社との間に重要な取引関係はないうえ*、2017年に当社は同社の主要株主から外れたことから、日高祥博氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、当社株主の利益を最大化すべく、独立した立場で経営の監督等の責務を果たしていただけると考えております。当社は、日高祥博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

*当社とヤマハ発動機株式会社との間の取引額は、両社の連結売上高の0.2%未満であります。



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 株式会社小松製作所入社
- 2001年 6月 同 管理部長
- 2005年 4月 同 執行役員
- 2008年 4月 同 グローバル・リテール・ファイナンス事業本部長
- 2009年 2月 同 経営企画室長 兼 グローバル・リテール・ファイナンス事業本部長
- 2010年 4月 同 常務執行役員
- 2011年 4月 同 CFO
- 2011年 6月 同 取締役 兼 常務執行役員
- 2013年 4月 同 取締役 兼 専務執行役員
- 2016年 4月 同 代表取締役副社長
- 2019年 6月 当社社外取締役(現)
- 2019年 6月 三井化学株式会社社外監査役
- 2023年 6月 日本精工株式会社社外取締役(現)

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

5年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■委員会への出席状況

監査委員会18回中18回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表するグローバル建設機械メーカーにおいてCFOとして経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともに財務・会計に関する十分な知見を有しております。

2019年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果断な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社は、藤塚主夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

**■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1985年 6月 オーウェンス・コーニング社入社
1987年 4月 ペプシコ社入社
1994年 11月 沖縄ペプシコーラ社 社長
1998年 4月 ペプシコインターナショナル日本支社代表
1998年 11月 ディズニーストア・ジャパン株式会社代表取締役総支配人
2002年 4月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社
ウォルト・ディズニー・テレビジョン・インターナショナルジャパンマネージングディレクター
2007年 6月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社代表取締役社長
2014年 7月 ウォルト・ディズニー・カンパニー・アジアプレジデント
2018年 9月 PMCパートナーズ株式会社 マネージングディレクター (現)
2019年 6月 当社社外取締役 (現)
2019年 9月 エイジオブラーニング社CEO
2022年 3月 株式会社電通グループ 社外取締役 (現)

■所有する当社株式の数

900株

■取締役在任年数

5年間 (本総会終結時)

■取締役会への出席状況

13回中13回 (100%)

■委員会への出席状況

指名委員会5回中5回 (100%)

報酬委員会3回中3回 (100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

グローバルエンターテインメント企業のアジア地区及び日本法人の責任者として経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともに、ブランド、マーケティングに関する幅広い知見を有しております。

2019年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果断な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社とポール・キャンドランド氏が代表を務めるPMCパートナーズ株式会社との間に取引関係はなく、また相互に主要株主にも該当しません。

当社は、ポール・キャンドランド氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

**■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1978年 4月 日本電信電話公社入社
- 2003年 6月 日本電信電話株式会社アクセスサービスシステム研究所長
- 2007年 6月 同 情報流通基盤総合研究所長
- 2009年 6月 同 取締役 研究企画部門長
- 2012年 6月 同 常務取締役 研究企画部門長
- 2014年 6月 同 代表取締役副社長 研究企画部門長
- 2018年 6月 同 取締役会長
- 2021年 6月 当社社外取締役(現)
- 2023年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役(現)

■所有する当社株式の数

700株

■取締役在任年数

3年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■委員会への出席状況

指名委員会5回中5回(100%)

報酬委員会3回中3回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表する通信・ICT企業において代表取締役として経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともに通信システム、エレクトロニクス等に関する幅広く深い知見を有しております。

2021年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果敢な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社は、篠原弘道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

**■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

- 1988年 8月 富士通株式会社入社
- 2009年 9月 同 モバイルフォン事業本部統括部長
- 2011年10月 米国富士通研究所グローバル開発センター長
- 2016年 4月 富士通株式会社アドバンスシステム開発本部長代理 兼 AI推進室長
- 2017年 4月 同 執行役員 兼 AI基盤事業本部長
- 2018年 4月 同 執行役員常務 兼 デジタルサービス部門副部門長
- 2018年 9月 同 執行役員常務 兼 FUJITSU Intelligence Technology Ltd. CEO
- 2019年11月 同 執行役員常務 兼
デジタルソフトウェア&ソリューションビジネスグループエバンジェリスト
- 2020年10月 株式会社ナレッジピース取締役(現)
- 2021年 5月 株式会社ニトリホールディングス社外取締役(現)
- 2021年 6月 当社社外取締役(現)

■所有する当社株式の数

0株

■取締役在任年数

3年間(本総会終結時)

■取締役会への出席状況

13回中13回(100%)

■委員会への出席状況

監査委員会18回中18回(100%)

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

日本を代表するエレクトロニクス・ICT企業において執行役員や海外グループ企業のCEOとして経営に携わる等、経営者としての豊富な経験と実績並びに幅広い見識とともにデジタル、AI技術等に関する高い専門性を有しております。

2021年6月の当社社外取締役就任後は、経営者としての豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果断な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と吉澤尚子氏が取締役として在任している株式会社ナレッジピースとの間に取引関係はなく、また相互に主要株主にも該当しません。

当社は、吉澤尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

候補者
番号

8

え ばた な ほ
江幡 奈歩

(1975年11月2日生)

再任

社外取締役

独立役員

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書



■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2000年10月 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所
- 2004年 7月 特許庁総務部総務課制度改正審議室法制専門官
- 2008年 1月 阿部・井窪・片山法律事務所パートナー（現）
- 2020年12月 株式会社アビスト社外取締役（監査等委員）（現）
- 2022年11月 株式会社スリー・ディー・マトリックス仮監査役（一時監査役職務代行者）
- 2022年12月 株式会社Brave group社外監査役（現）
- 2023年 6月 当社社外取締役（現）

■所有する当社株式の数
0株

■取締役在任年数
1年間（本総会終結時）

■取締役会への出席状況
11回中11回（100%）

■委員会への出席状況
監査委員会15回中15回（100%）

■取締役候補者とした理由及び期待される役割

弁護士として国内及び海外の企業法務や企業統治、また知的財産分野に精通する等、高い専門性や豊富な経験と実績並びに幅広い見識を有しております。

2023年6月の当社社外取締役就任後は、高い専門性と豊富な実績・見識等に基づき、実効性の高い監督とともに経営の大きな方向性の決定や執行の迅速果断な意思決定の後押しを行ってまいりました。

これらの実績・見識等より取締役会の更なる監督機能の強化を期待できることから取締役候補としております。

■独立性について

当社と江幡奈歩氏がパートナーを務める阿部・井窪・片山法律事務所との間に取引関係はありません。当社は、江幡奈歩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

（注）江幡奈歩氏の戸籍上の氏名は、貴田奈歩です。

(注) 1. 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係

取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は以下のとおりであります。

- ① 中田卓也氏は、一般財団法人ヤマハ音楽振興会の理事長を兼務し、当社は同財団法人と業務受託取引等があります。
- ② 日高祥博氏は、ヤマハ発動機株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は同社発行済株式の4.73%を保有しております。また、当社は、同社との間で不動産賃貸借取引等がありますが、その取引額は、両社の連結売上高の0.2%未満であります。
- ③ 篠原弘道氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループの社外取締役を兼務し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行は、当社の取引金融機関です。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、日高祥博、藤塚主夫、ポール・キャンドランド、篠原弘道、吉澤尚子及び江幡奈歩の各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低限度額となっております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を含む当社役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。役員等が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしており、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

当社の独立役員指定基準

1. 当社は、次の各号に該当する者を原則として独立役員に指定いたしません。また、独立役員に指定した後、次の各号に該当する者となった場合、独立役員の指定を解除いたします。

- ① 会社法で定める社外取締役の資格要件を満たさない者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者
「主要な取引先」とは、年間取引総額が、直近過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループが、当該取引先グループから対価を受け取る場合は当社の連結売上高の2%を超え、当該取引先グループに対価の支払をする場合は当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先グループ並びに取引銀行上位5行をいいます。
- ③ 当社の主要株主である者もしくはその業務執行者、あるいは当社が主要株主となる会社の取締役又は監査役
「主要株主」とは、発行済株式総数の10%を超えて株式・持分を保有する者をいいます。
- ④ 当社グループとの間で、取締役、監査役の相互派遣の関係にある者
- ⑤ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます。)
「多額の金銭その他の財産」とは、当社グループの支払額(非金銭対価の場合は、支払時の時価評価額)が、直近過去3年間のいずれかの事業年度において1千万円を超える支払のある場合をいいます。

⑥次のa～cのいずれかに該当する者の近親者(二親等以内の親族)

- a ②～④に掲げる者
- b 当社又はその子会社の業務執行者
- c 取締役を選任された直近の株主総会終結時において前bに該当していた者

2.②～⑥に該当する場合であっても、実質的に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと明らかに判断できる場合には、その理由を付して独立役員に指定し、あるいは指定の解除をしないことができます。

取締役会の構成

取締役会は、必要な識見、高い倫理観、公正さ、誠実さを有し、専門知識や経験等において多様な取締役で構成されるものといたします。取締役会の議長は、2024年4月1日以降、非業務執行の取締役会長が務め、取締役会の監督機能を高めています。取締役の人数は、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮できる人数といたします。また、透明性、客観性の高い監督機能を発揮するため、取締役会の相当割合を独立社外取締役といたします。

取締役等の指名・選任

取締役候補者の選任に関して、指名委員会は、取締役に求められる役割に応じ定義した基本的資質、コンピテンシー、経験・実績等の人材要件に基づき候補者を選任し、株主総会に提出する選任議案の内容を決定いたします。

指名、監査及び報酬委員会の委員及び委員長を選定に関して、指名委員会は、委員会の役割に応じ定義した人材要件に基づき候補者を選定し、取締役に提出する選定議案の内容を決定いたします。なお、監査委員会委員及び委員長候補の選定に関しては、事前に監査委員会に意見聴取を行います。

指名委員会は、執行役に求められる役割に応じ定義した基本的資質、コンピテンシー、経験・実績等の人材要件に基づき候補者を選任し、取締役に提出する選任議案の内容を決定いたします。

取締役候補者が有している専門性

取締役候補者		企業経営	法務・リスク マネジメント	財務・会計	IT デジタル	製造・技術 研究開発	マーケティング 営業	グローバル
なか た たく や 中田 卓也		●			●	●	●	●
やま うち あつし 山浦 敦		●			●	●		●
ひ たか よし ひろ 日高 祥博	社外	●		●				●
ふじづか みさ お 藤塚 主夫	社外	●	●	●				●
Paul Candland ポール・キャンランド	社外	●			●		●	●
しの はら ひろ みち 篠原 弘道	社外	●			●	●		●
よし ざわ なお こ 吉澤 尚子	社外	●			●	●		●
え ばた な ほ 江幡 奈歩	社外		●					●

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的事業の状況

当連結会計年度における経営環境を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、パンデミック前の日常が取り戻され、世界経済は徐々に持ち直してきてはいるものの、巣ごもり需要の反動による需要の落ち込み、中国経済の停滞、エネルギー・原材料価格をはじめとする世界的な物価上昇など、当社を取り巻く環境は、依然として先行きが不透明な状況が続いています。

このような環境の中で当社グループは、中期経営計画「Make Waves 2.0」を「世界中の人々のこころ豊かなくらし」の実現に向け、ポストコロナの新たな社会で持続的な成長力を高める3年間と位置づけ、3つの方針「事業基盤をより強くする」、「サステナビリティを価値の源泉に」、「ともに働く仲間の活力最大化」を掲げて各施策を進めてきました。

【事業基盤をより強くする】

“顧客ととっと繋がる”では、国内の卸販売子会社と小売販売孫会社を合併することを決定し、特約店・直営店・教室が一体となり需要創造とブランド価値訴求を進めていきます。海外では人口増加率が高く西洋音楽に親しむ国民性で成長が期待されるフィリピンにYamaha Music Philippines Inc.を設立し

ました。また、部品・装置事業では、車載オーディオシステムが、三菱自動車工業株式会社に続き、トヨタ自動車株式会社の最上級モデル「新型センチュリー」に採用が決定されるなど、新しいドメインにおいても顧客が広がってきています。

“新たな価値を創出する”では、YAMAHA MUSIC CONNECTのサービス開始に向け、ヤマハが提供する音楽体験『ミュージックエデュテインメント(学び)、クリエイティブディスカバリー(創造)、ミュージックコネクション(出会い)』の3つ事業領域を定義し、音・音楽の新たな楽しみ方を提供していきます。

“柔軟さと強靭さを備え持つ”では、国内製造子会社の吸収合併を決定し、本社の戦略機能と生産現場を一体化することで、日本のものづくり基盤再構築とグローバルでのものづくりを牽引するサステナブルな生産体制を目指します。また、半導体の安定調達を目的に、マレーシアに半導体調達会社を設立しました。多くの影響を受けたサプライチェーンの混乱からの学びを活かし、急激な環境変化にスピーディーに対応できる、ものづくりのレジリエンス力を強化しています。

【サステナビリティを価値の源泉に】

“地球と社会の未来を支えるバリューチェーンを築く”では、生産拠点の電力監視システム導入による電力の見える化や太陽光発電の増設など、省エネ活動を促進しました。また、気候変動の情報開示評価において、最高評価のCDP Aスコアを取得しました。2050年カーボンニュートラルを目指して一歩ずつ取り組みが進んでいます。

“快適なくらしへの貢献でブランド・競争力を向上

する”では、東海道新幹線の車内サービスにおいて、手軽に乗務員とのやり取りが可能な「おもてなしガイド」のインターホンサービスと、東京メトロの全駅構内の音声アナウンスに「おもてなしガイド for Biz」のサービスが導入されました。当社の音・音楽で培った技術により快適なくらしの実現に貢献できた事例となりました。

“音楽文化の普及・発展により市場を拡大する”では、「スクールプロジェクト」において新興国の楽器教育普及累計230万人の目標に対し2年目で既に300万人を達成し、計画を大幅に上回るペースで進捗しています。国内では全国楽器協会を通じて、学校や地元楽器店と協力しながら高校軽音楽部の活動を支援し、若年層の更なる音楽文化の活性化に努めています。



スクールプロジェクト これまでの展開実績

【ともに働く仲間の活力最大化】

“働きがい高める”では、タレントマネジメントシステムを導入し、社員が自律的にキャリアを描くための仕組みを充実させました。今後も必要なスキル習得に向けた人材育成支援をさらに強化していきます。

“人権尊重とDE&Iを推進する”では、女性リーダー育成に向けた支援の充実、クロスボーダー配置の推進など、多様な人材が活躍できる環境整備が進みました。そのほか、

性的マイノリティに関する取り組み評価指標である「PRIDE指標2023」において「ゴールド」を5年連続で受賞しました。今後も多様な人材一人ひとりの個性を生かす風土づくりに努めていきます。

“風通しがよく、皆が挑戦する組織風土を醸成する”では、組織間でのコミュニケーションの活性化や様々な対話の機会を積極的につくり、互いをリスペクトし心理的安全性の高い組織風土を醸成しています。



「PRIDE指標2023」ゴールドを受賞

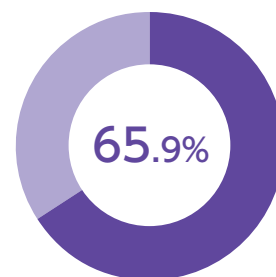
当連結会計年度の売上収益は、デジタルピアノの需要回復が遅れたことや、中国市場の市況低迷の長期化により、楽器の販売が伸び悩んだものの、法人向け音響機器の販売好調に加え、為替の円安による影響もあり前期に対し115億円(2.5%)増加の4,629億円となりました。事業利益は、楽器事業の売上減少と在庫削減のための生産調整などにより、前期に対し122億円(26.6%)減少の337億円となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、中国とインドネシアのピアノ製造工程に対する32億円の減損損失を含む、構造改革費用43億円を計上したことなどから、85億円(22.4%)減少の296億円となりました。

楽器事業

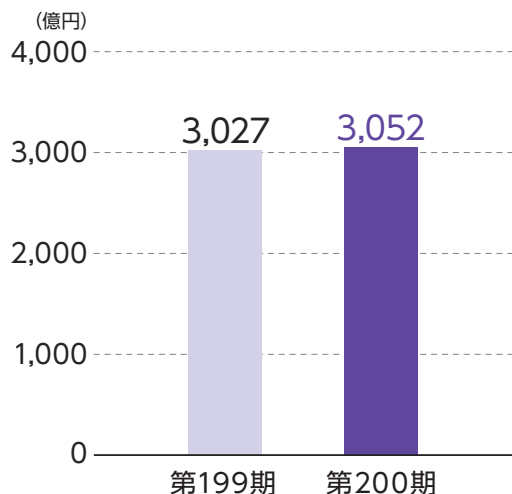
アコースティックピアノは、中国での販売不振が響き減収となりました。電子楽器は、デジタルピアノが需要減および市場在庫が多く出荷が進まなかったことにより減収となりました。管弦打楽器は、堅調な需要により大幅な増収となりました。ギターは、エレキギターの販売が好調に推移したことと買収したコルドバ社が加わったことにより大幅な増収となりました。

以上により、当事業の売上収益は、前期に対し、実質減収であったものの為替の円安により、25億41百万円(0.8%)増加の3,051億95百万円となりました。事業利益は、実質減収と在庫削減のための生産調整などにより、108億83百万円(30.1%)減少の253億17百万円となりました。

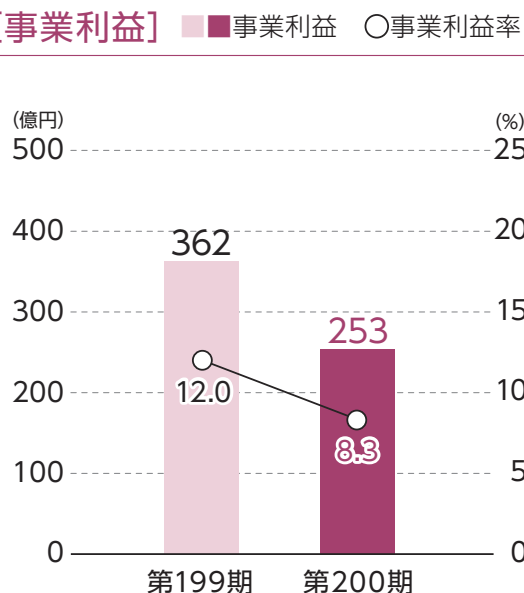
[売上収益構成比率]



[売上収益]



[事業利益]



[第200期の主な新商品・サービス]



■ シンセサイザー MONTAGE M

新開発AN-X音源の追加と、さらに進化した「Motion Control Synthesis Engine」により、リアルなアコースティック楽器サウンドから、エッジの効いたFMサウンド、太く暖かなビンテージシンセサウンドを高い次元で融合。88鍵モデルにはヤマハ初のポリフォニックアフタータッチ鍵盤を採用。



■ サクソフォン YAS/YTS-82ZA

世界中のサクソフォン奏者に愛用されている「82Zシリーズ」に加わったアンバーラッカー仕上げの新モデル。ジャズ黄金期に製造されたビンテージ楽器ならではの独特な風合いを最新の塗装技術で表現。ヤマハならではのサウンドと高い演奏性に加え、美しい外観が奏者を自由な音楽表現へいざなう。



■ ミュージックプロダクションスタジオ SEQTRAK

音楽制作からパフォーマンスまで一台で実現するオールインワンギア。コンパクトな筐体にドラムマシン・シンセサイザー・サンプラー・サウンドデザインと音楽制作の必須要素を搭載、いつでもどこでもアイデアをカタチにすることが可能。専用Appの多様な機能との連携で、初心者から上級者まで幅広い制作ニーズにマッチ。



■ アコースティックギター FG9

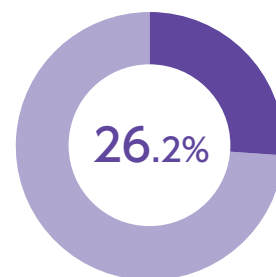
ヤマハギターの原点「FGシリーズ」のフラッグシップモデル。表板に希少木材「アディロンダック・スプルース」を採用することで力強い音量と明瞭さを両立し、シンガーソングライターに理想的の表現力を提供。プレーヤーをステージ上の主役と考え、全体ではシンプルさを保ちつつ細部に精緻さが感じられるデザインを実現。

音響機器事業

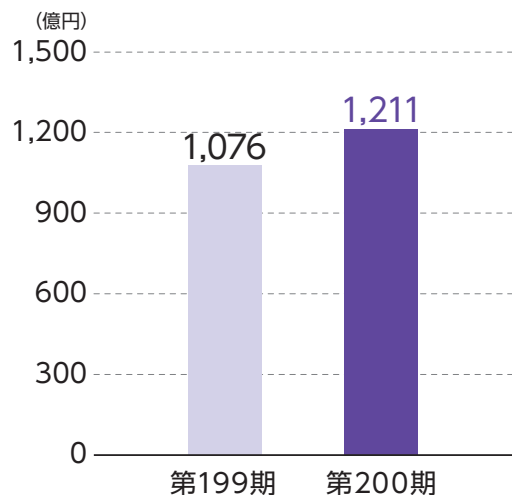
個人向け事業は、市況の低迷が継続し減収となりました。法人向け事業は、業務用音響機器の旺盛な需要と新商品効果により大幅な増収となりました。

以上により、当事業の売上収益は、前期に対し134億67百万円(12.5%)増加の1,211億8百万円となりました。事業利益は、29億43百万円(84.9%)増加の64億9百万円となりました。

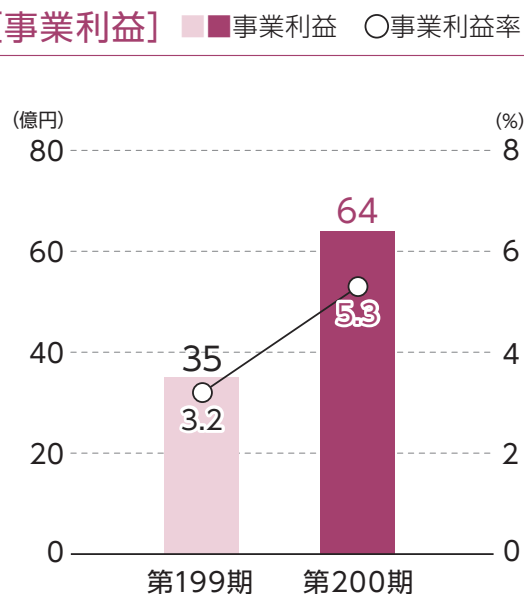
[売上収益構成比率]



[売上収益]



[事業利益]



[第200期の主な新商品・サービス]



■ ネットワークレシーバー R-N1000A

多彩な音楽コンテンツをリビングでシンプルかつ上質に楽しめる、ミドルクラスの新モデル。アーティストの想いや表現を余すことなく伝える「TRUE SOUND」実現のため、独自の自動音場補正機能「YPAO」や伝統のピュアオーディオ設計思想「ToP-ART (トップアート)」を惜しみなく採用。テレビとケーブル1本で接続できるHDMI ARC端子も搭載。



■ デジタルミキシングコンソール DM7シリーズ

高い音質と豊富な機能をコンパクトな筐体に凝縮した新たな中核モデル。1台のミキサー機能を2つに分割する「スプリットモード」や事前設定や準備時間を短縮する「Assist」など斬新な新機能を搭載。また、拡張用コントローラーや、放送局や劇場用途向けソフトウェアパッケージなど豊富なオプションを用意し、エンジニアが求めるワークフローに柔軟に対応。



■ ゲーム/配信用オーディオミキサー ZG02

ボイスチャットを伴うゲームプレイとゲーム配信に特化した「ZGシリーズ」の新ラインナップ。従来モデルで実現した「直感的に操作できるデザイン」と「ヤマハ独自の音声処理技術」はそのままに、コンパクトなサイズ感と、お求めやすい価格を実現。さらに「STREAM DECK (Elgato社)」との互換性も新しく追加。



■ 無線LANアクセスポイント WLX323

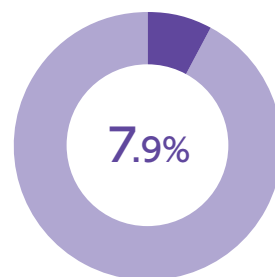
新たに「Wi-Fi 6E」に対応し、6GHz帯を含む3つの無線LANモジュールで最大270台の無線端末を収容。対応無線端末の普及に合わせて5GHz帯と6GHz帯の周波数帯を選択可能。適応型ローミングアシスト機能によって端末の移動時の通信も快適に。航空・気象レーダーの影響を回避する機能も進化し、安定かつ高速な通信を実現。

部品・装置、その他の事業

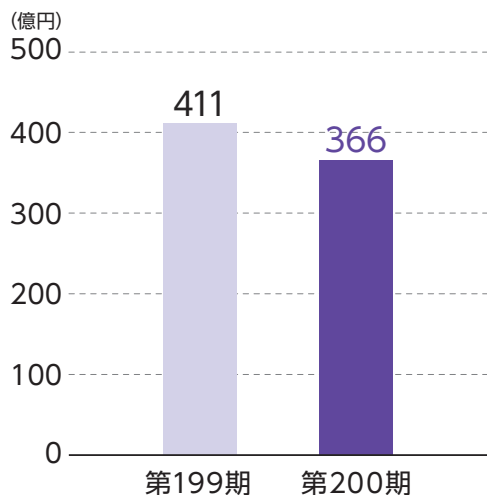
電子デバイスは、車載オーディオの採用拡大により増収、ゴルフ用品は、大幅な減収となりました。

以上により、当事業の売上収益は、前期に対し45億53百万円(11.1%)減少の365億62百万円となりました。事業利益は、42億73百万円(68.9%)減少の19億26百万円となりました。

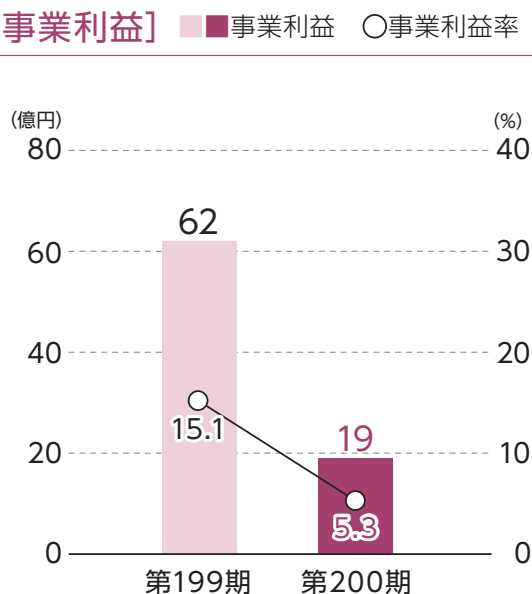
[売上収益構成比率]



[売上収益]



[事業利益]



[第200期の主な新商品・サービス]

Music:AI

“至高の音楽体験”を創出する最適化AI

- チューニング期間の短縮で開発コストを削減
- 今聴いているその音をリアルタイムに最適化
- リスナーごとの好みを反映した音響特性の発見



■ 車載向けヤマハブランドオーディオ

究極的なイマーシブ体験を求める車市場のトレンドに合わせ、車載オーディオシステムは多チャンネル化に急速に進化。ヤマハは、狭い車室空間に配置した数十個のスピーカーシステムに最適な音響パラメータの特定にAIを導入、自動車メーカーの開発コスト低減に貢献。また、音楽コンテンツに対して車室空間に合わせた最適なパラメータをリアルタイムに自動生成し適用するヤマハのAI技術により、紛らわしいモード設定やEQ調整からドライバーを解放する斬新な車載オーディオのコンセプトを、車載アンプシステムとともに自動車メーカーに提案中。

(2) 設備投資の状況

事業区分	投資額(百万円)	前期比増減率(%)	構成比率(%)
楽器事業	20,514	35.2	75.7
音響機器事業	4,936	23.6	18.2
部品・装置、その他の事業	1,666	21.7	6.1
合計	27,118	32.0	100.0

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが取り組んでいく重要な課題として、ステークホルダーや社内外有識者の意見も参考に、マテリアリティを策定しました。これらのマテリアリティに基づき、2022年4月からの3年間を対象に新中期経営計画「Make Waves 2.0」を策定しました。

【1】経営環境認識

COVID-19により、デジタル化、多様化、サステナビリティへの意識の高まりなど、前中期経営計画で前提としていた環境変化が一気に加速しました。人の移動や対面の活動が制約される一方で、オンラインを介したモノや情報のやりとりが拡大し、新しい生活様式に対応する製品、サービスが生まれてきています。サステナビリティ意識の一層の高まりは、人々の関心が経済的繁栄を超えた本質的な心の豊かさに向かっていることの証左であると考えられます。これらの環境変化によってもたらされる「新たな社会」は音・音楽を原点に“技術 × 感性”で新たな感動と豊かな文化を追求してきた当社グループにとって、更なる大きな機会となると認識しています。

環境変化がもたらす「新たな社会」

環境予測

デジタル化の加速がもたらす大変革

- 産業構造、世の中が大きく変化
- 顧客とよりダイレクトで緊密な繋がりが強まる



環境予測

ライフスタイル・価値観の多様化

- 自動化・便利さが新たなステージへ
- より精神的な満足や本質が求められる時代へ



環境予測

サステナビリティへの意識の高まり

- 企業の社会的責任がより一層求められる
- 社会への貢献が中長期的に企業価値創造に繋がることが広く認知される



COVID-19により、人々の意識・環境が急激に変化、Postコロナの「新たな社会」へ移行

- ・ 本質的な心の豊かさが求められ、音・音楽は人間必需品として、より必要とされる時代に
- ・ デジタル・オンラインへ人々の購買行動がシフトし、EC利用が拡大
- ・ 遠隔合奏・会議など、音・音楽の楽しみ方、コミュニケーションのあり方が変化

「新たな社会」は、技術×感性のヤマハにとって更なるチャンス!

【2】経営ビジョンと新中期経営計画の基本方針

経営ビジョン(中長期的に目指す姿)

「なくてはならない、個性輝く企業」になる ～ブランド力を一段高め、高収益な企業へ～

基本方針

新たな社会で持続的な成長力を高める

当社グループは事業活動を通じて、「世界中の人々のこころ豊かなくらし」を実現することを目指しています。そのために、「感動を・ともに・創る：私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます」を企業理念に掲げ、我々の行動の原点としています。中長期的に目指す姿「なくてはならない、個性輝く企業になる」を経営ビジョンとして、中期経営計画の各ステージで企業価値を高めてきました。

新たなステージである「Make Waves 2.0」では、ポストコロナで大きく様相が変化した新たな社会で持続的な成長力を高めることを基本方針とし、さらに企業価値を向上させていきます。

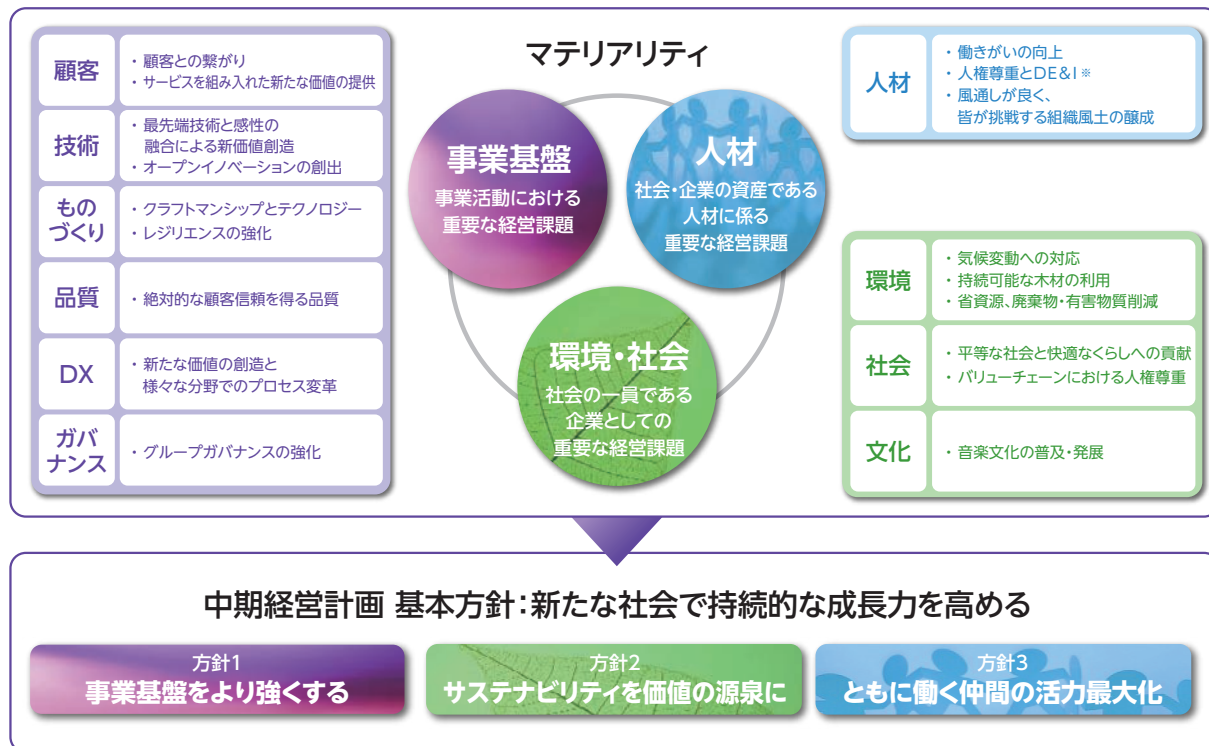
新中期経営計画の位置づけ



【3】マテリアリティ策定と3つの方針

「事業基盤」、「環境・社会」、「人材」の3領域10項目をマテリアリティとして策定しました。新中期経営計画ではこれらのマテリアリティに基づき3つの方針を設定しました。

マテリアリティと中期経営計画方針



※DE&I: Diversity, Equity, and Inclusion

【4】3つの方針の詳細

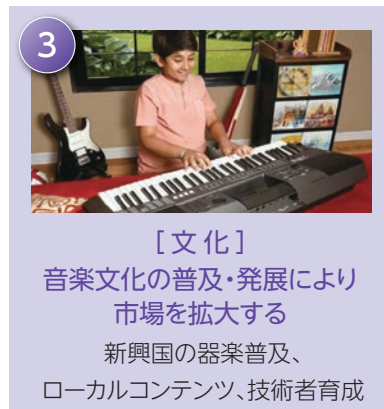
(1) 事業基盤をより強くする

デジタルマーケティングとリアル拠点の活動を統合したブランド体験の提供に加え、メーカー直販の仕組みの拡大により、顧客との繋がりを強化し、一層のブランド価値向上を進めます。また、製品・サービスにおいてはヤマハの強みであるアコースティック技術とデジタル技術に加え、AIとネットワークをヤマハならではの感性により結びつけ、新たな体験を創造します。外的環境の変化に柔軟に対応できる事業組織としていくために調達・生産のレジリエンスを強化しつつ、DXにより新たな価値を創出します。



(2) サステナビリティを価値の源泉に


2050年カーボンニュートラルを目指した事業活動におけるCO₂排出量削減や持続的な木材の利用を通じ、地球環境の保全に努めます。製品・サービスを通じて新たな社会の様々な課題を解決し、快適で安全な暮らしに貢献することで社会価値を創造します。また多種・多彩な楽器の供給を通じた世界の音楽シーンへの貢献、新興国における器楽教育普及など、音楽文化全体の普及・発展に力を尽くします。



(3) ともに働く仲間の活力最大化

ともに働く仲間の活力は、事業活動を行ううえで最も重要な要素であり、社会価値、企業価値を創造するための原動力です。従業員一人ひとりが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、一人ひとりの個性を活かす経営を行います。組織内、組織間の多面的な対話機会の創出により、心理的安全性が確保された働きやすい職場づくりを進め、多様な人材の知恵や発想から多くの挑戦や共創が生まれる組織風土を醸成します。

1




働きがいを高める
グローバルリーダーの育成、
自律的なキャリア開発支援、
柔軟な働き方支援

2



人権尊重とDE&Iを推進する
人権デューデリジェンス、
多様な人材構成、女性活躍推進

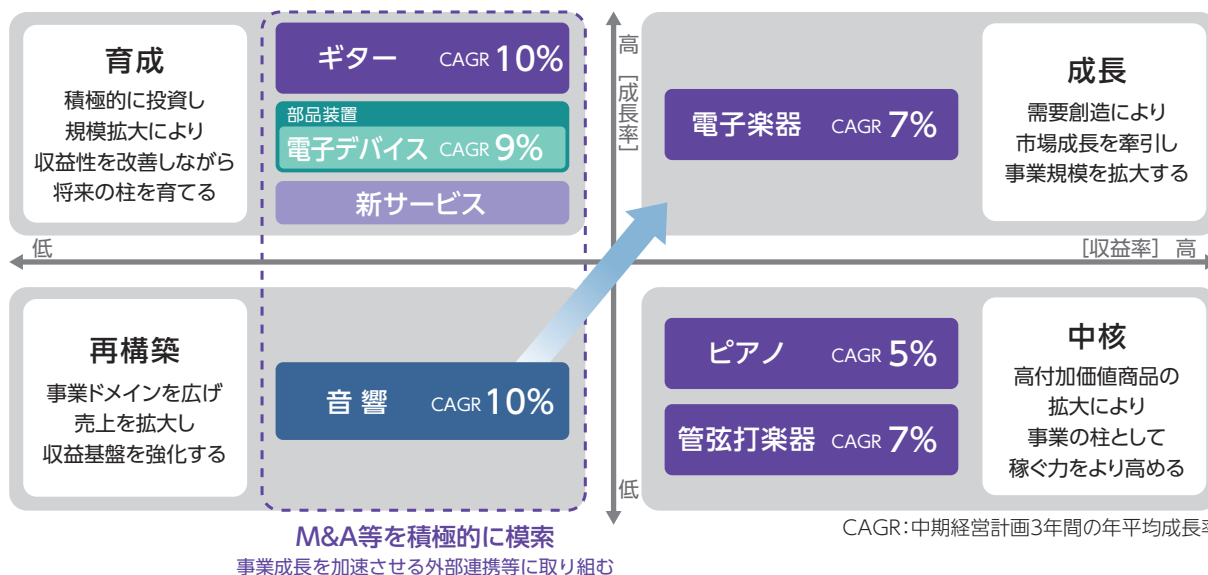
3



**風通しがよく、皆が挑戦する
組織風土を醸成する**
対話機会の創出、
組織風土・文化の更なる変革

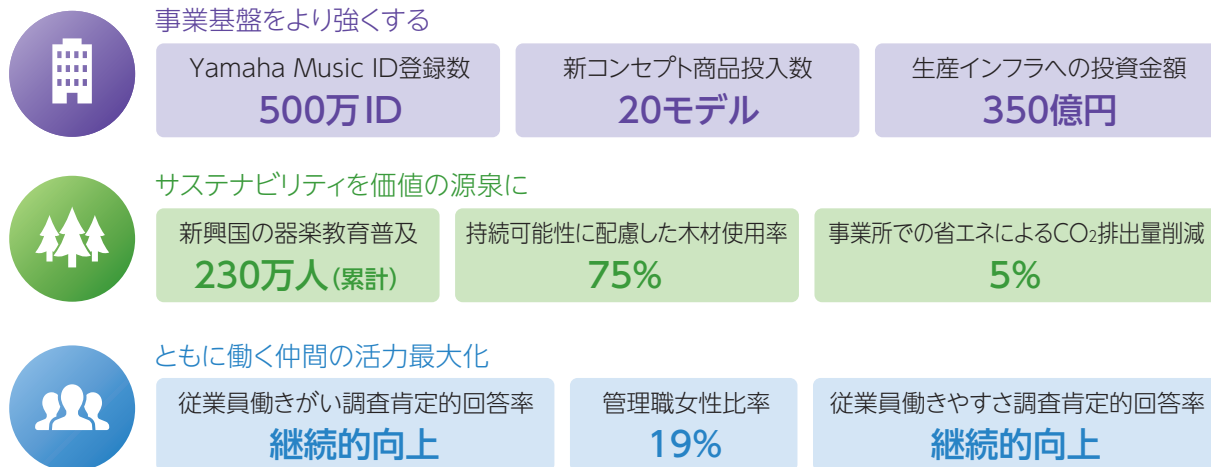
【5】事業ポートフォリオと方向性

中長期的に企業価値を向上させるため、成長・中核・育成・再構築の4象限に各事業を位置づけ、経営資源を適切に配分するポートフォリオマネジメントを進めます。



【6】経営目標

非財務目標



財務目標



投資と株主還元

創出したキャッシュを成長投資と株主還元バランス良く配分します。

投資 通常投資 **400億円** | 戦略投資 **650億円** (生産施設・設備、サステナビリティ、新規事業、M&A等)

株主還元 継続的かつ安定的な配当を基本としますが、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、資本効率の向上を目的とした機動的な株主還元も適宜、実施します。3年累計で総還元性向50%を目標とします。

【7】ガバナンス

指名委員会等設置会社の特長を活かし、定期的な評価を行いながら、より実効性の高いコーポレートガバナンスを目指して継続的な向上を図ります。またグループガバナンスのしくみの整備を進め、リスク対応力の向上と健全で強固な経営基盤を実現します。

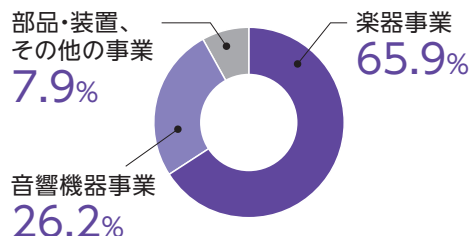
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	国際財務報告基準 (IFRS)			
	2021年3月期 第197期	2022年3月期 第198期	2023年3月期 第199期	2024年3月期 第200期
売上収益	372,630百万円	408,197百万円	451,410百万円	462,866百万円
事業利益	40,711百万円	43,029百万円	45,867百万円	33,653百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	26,615百万円	37,268百万円	38,183百万円	29,642百万円
基本的1株当たり当期利益	151円39銭	214円87銭	222円64銭	175円68銭
資産合計	557,616百万円	580,662百万円	594,209百万円	666,837百万円
資本合計	396,949百万円	416,867百万円	457,944百万円	511,810百万円

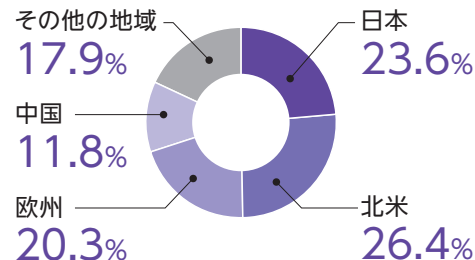
(注) 1. 第199期において、IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定(2021年5月公表。IAS第19号「従業員給付」関連)に基づき会計方針の変更を行いました。第198期の数値は、当該会計方針の変更を遡及適用した数値となっております。

2. 第200期において、企業結合における取得対価の配分の完了に伴い、第199期の数値を遡及修正しております。

事業別売上収益構成比率



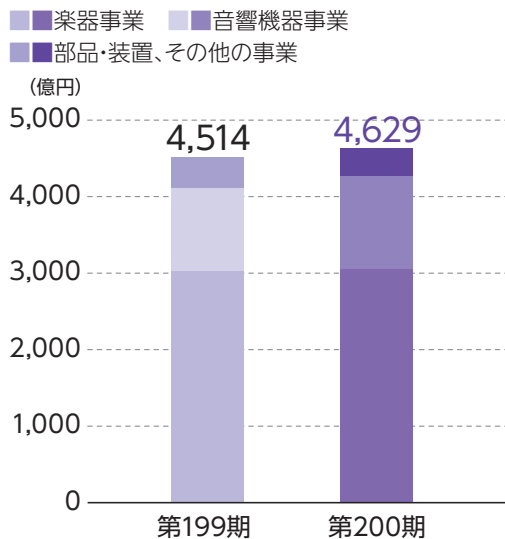
地域別売上収益構成比率



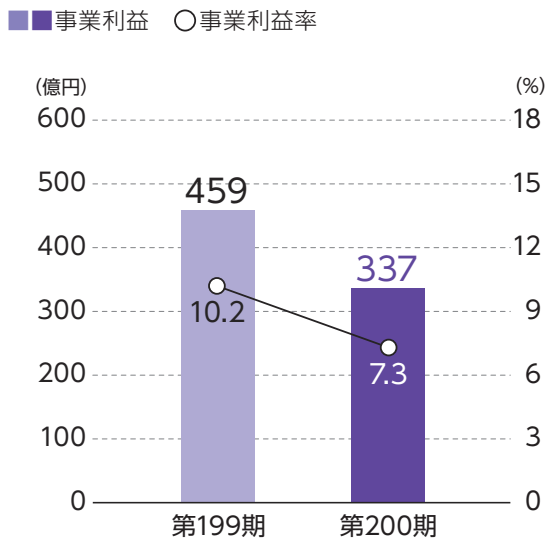
楽器事業・音響機器事業の地域別売上収益構成比率

楽器事業 売上収益3,052億円	日本	北米	欧州	中国	その他
	19.5%	27.5%	20.4%	14.0%	18.6%
音響機器事業 売上収益1,211億円	日本	北米	欧州	中国	その他
	25.8%	25.0%	26.0%	4.6%	18.6%

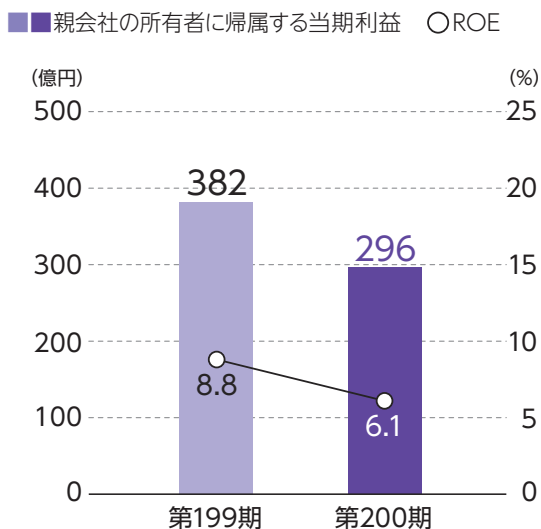
売上収益



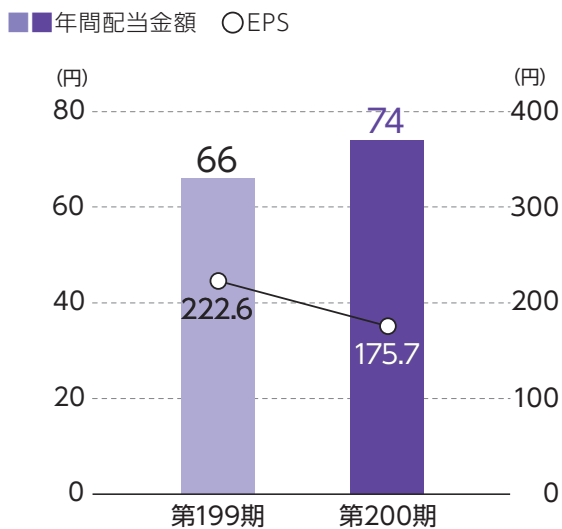
事業利益／事業利益率



親会社の所有者に帰属する当期利益／ROE (親会社所有者帰属持分当期利益率)



年間配当／EPS (1株当たり当期利益)



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマハコーポレーションオブアメリカ	千米ドル 50,000	100.0%	楽器・音響機器の輸入・販売
ヤマハギターグループ	千米ドル 20,722	100.0%	楽器の企画・開発・販売
ヤマハミュージックヨーロッパ	千ユーロ 70,000	100.0%	楽器・音響機器の輸入・販売
ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司	千元 782,023	100.0%	中国国内の投資管理、楽器・音響機器の販売
蕭山ヤマハ楽器有限公司	千元 274,888	* 100.0%	楽器の製造
ヤマハ電子(蘇州)有限公司	千元 328,754	* 100.0%	楽器・音響機器の製造
杭州ヤマハ楽器有限公司	千元 396,121	* 100.0%	楽器の製造
ヤマハインドネシア	百万インドネシアルピア 8,507	100.0%	楽器の製造
ヤマハミュージックマニュファクチュアリングアジア	百万インドネシアルピア 82,450	100.0%	楽器・音響機器の製造
ヤマハミュージカルプロダクツアジア	百万インドネシアルピア 568,540	* 100.0%	楽器の製造
ヤマハエレクトロニクスマニュファクチュアリングマレーシア	千マレーシアリングギット 31,000	100.0%	音響機器の製造
ヤマハミュージックインディア	百万ルピー 3,700	* 100.0%	楽器・音響機器の輸入・販売、製造
株式会社ヤマハミュージックジャパン	百万円 100	100.0%	楽器・音響機器の販売
株式会社ヤマハミュージックリテイリング	百万円 100	* 100.0%	楽器の販売
株式会社ヤマハミュージックマニュファクチュアリング	百万円 100	100.0%	楽器・音響機器の製造

(注) 1. *印は、間接所有による持分を含む比率であります。

2. 連結子会社は、上記の重要な子会社15社を含む59社であります。

3. 2024年4月1日付で当社を存続会社、株式会社ヤマハミュージックマニュファクチュアリングを吸収消滅会社とする吸収合併を行っております。

4. 2024年4月1日付で株式会社ヤマハミュージックジャパンを存続会社、株式会社ヤマハミュージックリテイリングを吸収消滅会社とする吸収合併を行っております。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品等
楽器事業	ピアノ、電子楽器、管楽器、弦楽器、打楽器、音楽教室、英語教室、音楽ソフト、防音室
音響機器事業	オーディオ機器、業務用音響機器、情報通信機器
部品・装置、その他の事業	電子デバイス、自動車用内装部品、FA機器、ゴルフ用品、宿泊施設・スポーツ施設の経営

(8) 主要な営業所及び工場

当社	本社	静岡県浜松市中央区中沢町10番1号
	営業拠点	東京事業所(東京都港区)、大阪事業所(大阪市浪速区)
子会社	国内	株式会社ヤマハミュージックジャパン(東京都港区) 株式会社ヤマハミュージックリテイリング(東京都港区) 株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス(東京都豊島区) ヤマハファインテック株式会社(浜松市中央区) 株式会社ヤマハミュージックマニュファクチュアリング(静岡県磐田市)
	海外	ヤマハコーポレーションオブアメリカ(米国) ヤマハギターグループ(米国) ヤマハカナダミュージック(カナダ) ヤマハミュージックヨーロッパ(ドイツ) ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司(中国) 蕭山ヤマハ楽器有限公司(中国) ヤマハ電子(蘇州)有限公司(中国) 杭州ヤマハ楽器有限公司(中国) 天津ヤマハ電子楽器有限公司(中国) ヤマハインドネシア(インドネシア) ヤマハミュージックマニュファクチュアリングアジア(インドネシア) ヤマハミュージカルプロダクツアジア(インドネシア) ヤマハエレクトロニクスマニュファクチュアリングマレーシア(マレーシア) ヤマハミュージックインディア(インド)

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)
楽器事業	14,552	△137
音響機器事業	4,076	△231
部品・装置、その他の事業	1,016	△15
合計	19,644	△383

(注)従業員数は、就業人員数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 700,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 187,300,000株(自己株式 21,292,664株を含む。)
 (3) 株主数 44,209名
 (4) 大株主

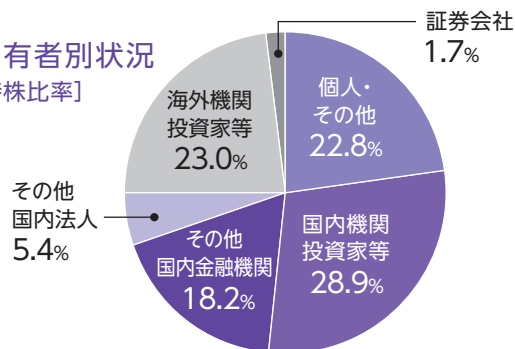
株主名	所有株式数(千株)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	36,637	22.07%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,495	8.73%
ヤマハ発動機株式会社	8,026	4.84%
株式会社静岡銀行	7,525	4.53%
住友生命保険相互会社	7,300	4.40%
三井住友海上火災保険株式会社	5,680	3.42%
日本生命保険相互会社	5,002	3.01%
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー505234	3,152	1.90%
株式会社みずほ銀行	2,958	1.78%
エイチエスピーシー ホンコンレジャー サービスズ アカウント アジアン エキويتيーズ デリバティブス	2,163	1.30%

(注) 当社は自己株式21,292,664株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は自己株式を除いた発行済株式の総数で除しております。

株主構成	株主数(名)	株式数(千株)
個人・その他	42,856	42,755
国内機関投資家等	13	54,139
その他国内金融機関	39	34,055
その他国内法人	357	10,047
海外機関投資家等	905	43,144
証券会社	39	3,158

(注) 「個人・その他」には自己株式が含まれております。

所有者別状況
[持株比率]



3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役位に応じた譲渡制限付株式報酬を、中期経営計画スタート時に交付しております。当事業年度においては、新たに執行役に選任された1名及び役付執行役に選定された1名の計2名に対し、4,000株を交付しております。

5. 当社が保有する株式に関する事項

(1) 政策保有株式に関する基本方針

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、という合理性のある場合のみ、保有することを基本方針としております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、という合理性のある場合とは、重要な協力関係にある企業、取引先企業、金融機関等との安定的な関係を継続することにより、当社のブランド価値を高める、持続的な成長を支える、強固な財務基盤を確実なものとする、ことを指します。

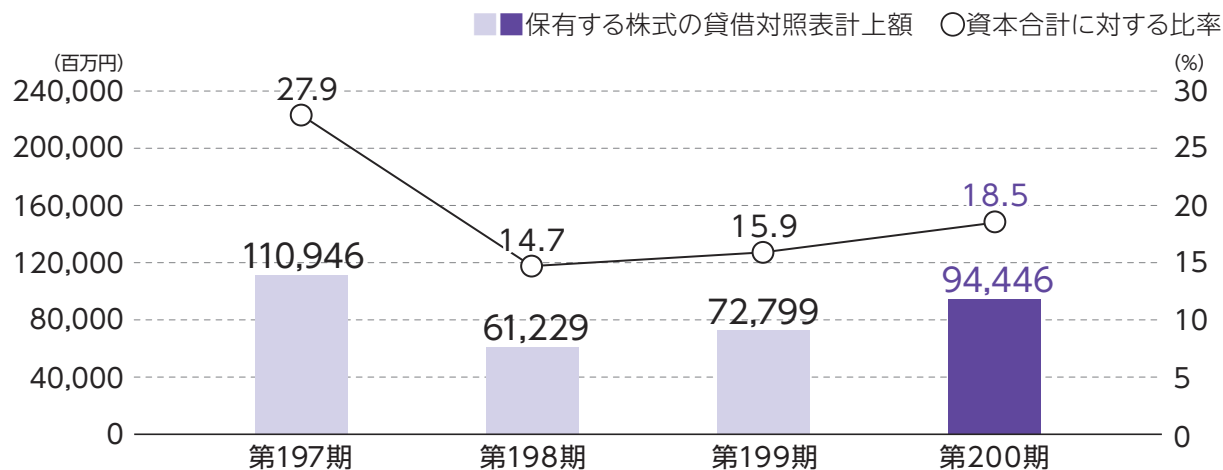
(2) 政策保有株式の縮減に関する基本方針

個々の政策保有株式の合理性については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を、取締役会で定期的、継続的に検証し、検証結果に基づき政策保有株式の縮減を進めております。

(3) 政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、それぞれの議案が、当該企業の中長期的な企業価値の向上を図るものか、当社の「政策保有株式に関する基本方針」に沿っているか、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるものか、との観点から賛否を総合的に判断しております。

(4) 純投資目的以外で当社が保有する株式の貸借対照表計上額及び資本合計に対する比率



(注) 1. 上記の期間、当社は有価証券報告書にみなし保有株式として記載すべき株式は保有していません。

2. 政策保有株式は継続的に縮減を進めておりますが、当期においては株価の上昇により保有する株式の貸借対照表計上額及び資本合計に対する比率が前期に対し増加しております。

6. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
なかた たく や 中田 卓也	取締役	指名委員、報酬委員	ヤマハ発動機株式会社社外取締役、 一般財団法人ヤマハ音楽振興会理事長
やま はた ざとし 山畑 聡	取締役		
ひだか よしひろ 日高 祥博	社外取締役	指名委員、報酬委員	ヤマハ発動機株式会社代表取締役社長 社長執行役員
ふじつか みき お 藤塚 主夫	社外取締役	監査委員(委員長)	日本精工株式会社社外取締役
Paul Candland ポール・キャンドランド	社外取締役	指名委員、報酬委員(委員長)	PMCパートナーズ株式会社マネージングディレクター、 株式会社電通グループ社外取締役
しの はら ひろみち 篠原 弘道	社外取締役	指名委員(委員長)、報酬委員	株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役
よしざわ なお こ 吉澤 尚子	社外取締役	監査委員	株式会社ナレッジピース取締役、 株式会社ニトリホールディングス社外取締役
え ばた な ほ 江幡 奈歩	社外取締役	監査委員	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー、 株式会社アビスト社外取締役(監査等委員)、 株式会社Brave group社外監査役

- (注) 1. 取締役日高祥博、藤塚主夫、ポール・キャンドランド、篠原弘道、吉澤尚子及び江幡奈歩は社外取締役であります。
2. 当社は社外取締役日高祥博、藤塚主夫、ポール・キャンドランド、篠原弘道、吉澤尚子及び江幡奈歩を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査委員会の独立性を保ち、客観性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役としており、常勤の監査委員を選定しておりません。監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設け、専任者2名を配置し監査役員に監査委員会室長を委嘱して、社内の重要会議への出席及び意見陳述を行わせることで、監査委員会の監査の実効性の確保を図っております。
4. 監査委員藤塚主夫は日本を代表するグローバル建設機械メーカーにおいてCFOを務めた経験を有し、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
5. 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係は以下のとおりであります。
- ①当社は取締役日高祥博の兼職先でありますヤマハ発動機株式会社の発行済株式の4.73%を保有しております。
 - ②取締役篠原弘道の兼職先であります株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社である株式会社みずほ銀行は、当社の取引金融機関です。
 - ③取締役藤塚主夫、ポール・キャンドランド、吉澤尚子及び江幡奈歩の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- ①社外取締役江幡奈歩は、2023年6月23日開催の第199期定時株主総会において新たに選任され就任した取締役であります。
 - ②2023年6月23日開催の第199期定時株主総会終結の時をもって、社外取締役福井琢は任期満了により退任いたしました。

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役日高祥博、藤塚主夫、ポール・キャンドランド、篠原弘道、吉澤尚子及び江幡奈歩と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低限度額となります。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、執行役、執行役員及び監査役員並びに当社の子会社の取締役、監査役(以下、「役員等」という。)を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。なお被保険者の故意等による損害は保険の対象外となる旨の免責事由を設けております。

(2) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動内容

氏名	地位	当事業年度における主な活動状況
ひだか よしひろ 日高 祥博	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会13回、並びに指名委員会5回及び報酬委員会3回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての豊富な実績・見識及びヤマハブランドへの深い知見等に基づき、取締役会及び指名委員会、報酬委員会での議案審議等において積極的に発言を行う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
ふじつか みきお 藤塚 主夫	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会13回及び監査委員会18回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び監査委員会での議案審議等において積極的に発言を行っております。また、監査委員長として監査委員会の審議の充実に主導的な役割を担う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
Paul Candland ポール・キャンランド	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会13回、並びに指名委員会5回及び報酬委員会3回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び指名委員会、報酬委員会での議案審議等において積極的に発言を行っております。また、報酬委員長として報酬委員会の審議の充実に主導的な役割を担う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
しのはら ひろみち 篠原 弘道	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会13回、並びに指名委員会5回及び報酬委員会3回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び指名委員会、報酬委員会での議案審議等において積極的に発言を行っております。また、指名委員長として指名委員会の審議の充実に主導的な役割を担う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
よしざわ なおこ 吉澤 尚子	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会13回及び監査委員会18回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての豊富な実績・見識及び専門的知見等に基づき取締役会及び監査委員会での議案審議等において積極的に発言を行う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>
えばた なほ 江幡 奈歩	社外取締役	<p>就任後開催の取締役会11回及び監査委員会15回の全てに出席しました。</p> <p>弁護士としての高い専門性と豊富な実績・見識等に基づき取締役会及び監査委員会での議案審議等において積極的に発言を行う等、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p>

(3) 執行役の氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
なか たく や 中田 卓也	代表執行役社長	
やま はた さとし 山畑 聡	常務執行役	コーポレート本部長
やま ぐち せい いち 山口 静一	常務執行役	楽器事業本部長
やま うち あつし 山浦 敦	執行役	楽器・音響営業本部副本部長 兼 ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司総経理
おし き まさと 押木 正人	執行役	楽器・音響営業本部長

(注) 2024年4月1日以降の執行役の異動は以下のとおりです。

- ①中田卓也は、2024年3月31日付で退任いたしました。
- ②山浦敦は、2024年4月1日付で代表執行役社長に選定されました。
- ③後藤敏昭が、2024年4月1日付で執行役に選任されました。(楽器・音響生産本部長)
- ④山口静一は、2024年4月1日付で楽器・音響事業本部長に就任いたしました。

(4) 執行役員の名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
たけ なが しん いち 武永 伸一	執行役員	音響事業本部長
Thomas Sumner トーマス・サムナー	執行役員	ヤマハコーポレーションオブアメリカ社長
とく ひろ たろう 徳弘 太郎	執行役員	コーポレート本部副本部長
おおむら ひろ こ 大村 寛子	執行役員	ブランド戦略本部長
まつ き ゆたか 松木 温	執行役員	楽器事業本部ピアノ事業部長
やました ひろ ぶん 山下 寛文	執行役員	コーポレート本部副本部長
と ば のぶ かず 鳥羽 伸和	執行役員	IMC事業本部長
ごとう とし あき 後藤 敏昭	執行役員	楽器・音響生産本部長
おおす が ち ひろ 大須賀 千尋	執行役員	コーポレート本部副本部長
にし むら じゅん 西村 淳	執行役員	株式会社ヤマハミュージックジャパン社長

(注) 2024年4月1日以降の執行役員の異動は以下のとおりです。

- ①武永伸一、大村寛子及び山下寛文は、2024年3月31日付で退任いたしました。
- ②松木温は、2024年4月1日付で楽器・音響事業本部ピアノ事業部長に就任いたしました。
- ③後藤敏昭は、2024年4月1日付で執行役に選任されました。(楽器・音響生産本部長)
- ④西村淳は、2024年4月1日付でコーポレート本部副本部長に就任いたしました。
- ⑤池田雅弘が、2024年4月1日付で執行役員に選任されました。(研究開発統括部長)

(5) 監査役員の氏名等

氏名	地位	担当、重要な兼職の状況
むかい の ひろ ぶん 向野 博文	監査役員	内部監査部長
にし やま やすし 西山 靖	監査役員	監査委員会室長

(注) 2024年4月1日以降の監査役員の異動は以下のとおりです。

- ①向野博文は、2024年3月31日付で退任いたしました。
- ②山下寛文が、2024年4月1日付で監査役員に選任されました。(内部監査部長)

(6) 取締役及び執行役報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			人数(名)
		固定報酬	業績連動 賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	93	93	—	—	7
うち社外取締役	93	93	—	—	7
執行役	401	197	70	134	5

- (注) 1. 上記には、2023年6月23日開催の第199期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役を兼務する執行役の報酬等の総額及び人数については、執行役の欄に記載しております。
 3. 譲渡制限付株式報酬は、中期経営計画「Make Waves 2.0」の初年度である2023年3月期(第199期)に3事業年度分として一括で交付しております。一括交付した株式報酬額は中期経営計画の3年間で按分して計上しておりますが、業績指標(43ページご参照)の達成度に基づき、2025年3月期(第201期)の報酬額は調整されます。

1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針及びその概要

取締役、執行役の報酬の決定に関する方針と個人別の報酬は、社外取締役3名及び社内取締役1名で構成される報酬委員会にて決定しております。

社外取締役を除く取締役及び執行役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績連動賞与及び(3)譲渡制限付株式報酬からなり、それらは概ね、5：3：2の割合で構成されております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。報酬の概要については以下のとおりです。

種類	目的・内容	連動する指標	期間	支給方法	社外取締役を除く取締役及び執行役	社外取締役
固定報酬	・役位に応じた金銭報酬を月例報酬として支給	—	—	現金	○	○
業績連動賞与(変動)	・企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、当事業年度の業績に連動させて、個人別の成績を加味したうえで算出し、事業年度終了後に支給 ・個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価	連結当期利益 ROE	単年度	現金	○	—
譲渡制限付株式報酬(変動)	・企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ること及び、中期における業績達成への動機づけを目的として、役位に応じた譲渡制限付株式報酬を、中期経営計画初年度に支給 ・1/3は役員在籍を条件として支給し、2/3は業績に連動	中期経営計画で掲げた 財務目標 非財務目標 + 企業価値目標	3年	株式	○	—
<p>・中期経営計画期間終了後も長期にわたり株主の皆様との価値共有を図るという趣旨から、役員退任時又は支給後30年経過時まで譲渡制限は解除できないものとしております。その間に重大な不正会計や巨額損失が発生した場合は、役員毎の責任に応じ、累積した譲渡制限付株式の全数又は一部を無償返還するクローバック条項を設定しております。 ・財務目標と非財務目標は、中期経営計画で掲げる経営目標を指標とし、企業価値目標については株主総利回り(TSR)を指標としています。株式報酬への影響割合は、財務目標：非財務目標：企業価値目標=50%：30%：20%です。</p>						

2.業績連動報酬等の指標等

業績連動賞与の業績指標及び実績

指標			実績
業績連動賞与	当事業年度	連結当期利益 ROE	296億42百万円 6.1%

譲渡制限付株式報酬の業績指標及び目標値

指標			目標値	
譲渡制限付 株式報酬	中期経営計画 「Make Waves 2.0」 に掲げる 2025年3月期 (第201期)目標	財務目標	売上成長 事業利益率 ROE ROIC	20% 14% 10%以上 10%以上
		非財務目標	9項目	32ページ記載の非財務目標参照
		企業価値目標	TSR(株主総利回り)	TSR/配当込みTOPIX成長率=1.0

(注) 譲渡制限付株式報酬の対象期間は、中期経営計画「Make Waves 2.0」に連動し、2023年3月期(第199期)から2025年3月期(第201期)の3事業年度とし、目標値を上記のとおり設定しております。目標の達成度に基づき譲渡制限付株式報酬の株数が確定し、2023年3月期(第199期)に3事業年度分として一括交付した株数との差分は調整されます。

3.報酬委員会の状況

報酬委員は、2024年3月31日現在で4名(うち、社外取締役3名)であります。

当事業年度においては、報酬委員会を3回開催しました。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の決定に関する方針を制定し、当該方針に基づき個人別の報酬を決定しております。

4.当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと報酬委員会が判断した理由

報酬委員会は、第200期の個人別の報酬等について、42ページ1の役員の報酬等の額の決定に関する方針に基づいて、(1)固定報酬については、役位に応じた金銭報酬として算出されていること、(2)業績連動賞与については、個人毎の金銭報酬が、当事業年度の業績指標に連動し、個人別の成績を加味し算出されていること、(3)譲渡制限付株式報酬については、個人毎の株式報酬が役位、役員在籍期間、及び業績指標による評価に基づき算出されていることを委員会の審議の中で確認のうえ、決定しております。これにより、報酬委員会は、当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

7. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額(百万円)
①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	148
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	170

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ヤマハコーポレーションオブアメリカ、ヤマハギターグループ、ヤマハミュージックヨーロッパ、ヤマハ楽器音響(中国)投資有限公司、蕭山ヤマハ楽器有限公司、ヤマハ電子(蘇州)有限公司、杭州ヤマハ楽器有限公司、ヤマハインドネシア、ヤマハミュージックマニュファクチャリングアジア、ヤマハミュージカルプロダクツアジア、ヤマハエレクトロニクスマニュファクチャリングマレーシア及びヤマハミュージックインディアは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。
4. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額については、前事業年度に係る追加報酬が3百万円含まれております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社監査委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システム）を整備し、効率的な事業活動、報告の信頼性、法令遵守の徹底、財産の保全及びリスクマネジメントの強化を図る。

(1) 執行役、執行役員、監査役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の理念体系を表す「ヤマハフィロソフィー」を定め、執行役、執行役員、監査役員及びグループの全従業員はこれを共有・実践する。
- ② 取締役会は、経営の基本方針等法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定を行うとともに、業務執行に関わる重要な決定を執行役に委譲し、その報告すべき内容を取締役会規則で定め、その手続きと決議の合理性を要求する。執行役は、職務執行の状況を取締役会に定期的に報告し、取締役会は執行役の職務執行を監督する。
- ③ 監査委員会は、執行役及び取締役の職務執行状況を監査基準、監査計画に基づき監査する。
- ④ コンプライアンスに係る会議体を設置して、「コンプライアンス行動規程」の制定、規定・マニュアルの整備を行い、コンプライアンス教育の徹底を図る。
- ⑤ コンプライアンスの実効性を高めるため、グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。
- ⑥ 反社会的勢力排除の基本方針を明言し、反社会的勢力からの不当要求に対する断固拒否と、不当要求を生む温床となる不祥事等の隠蔽排除の姿勢を明確にし、その徹底を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程に則り、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務上の重要リスクについて、代表執行役社長の諮問機関である「リスクマネジメント委員会」において、リスクの網羅的な把握を行うとともに、グループ全体のリスク管理方針の策定を行う。
- ② リスクの内容に応じて担当部門を定め、規程・マニュアルの整備及びグループ全体に対する指導・助言を行う。
- ③ 内部監査部門の内部監査をととして、リスク情報の収集と適切な対応を行う。

(4) 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 組織規程、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、執行役の権限と責任、適切な権限委譲、当社各部門・子会社のミッション、指揮命令系統を明確にして業務執行スピードの向上と経営の効率性を高める。
- ② 代表執行役社長の諮問機関として「経営会議」を設け、業務執行に関わる重要な決定等について検討を行い代表執行役社長に答申する。
- ③ グループ全体の目標値の設定及び業績評価を行うため、迅速な経営判断、リスク管理を可能とする経営管理システムを構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ経営の基本方針を定めた「グループマネジメント憲章」及び内部統制の方針を定めた「グループ内部統制規程」に基づき、グループ全体における内部統制体制を構築する。

- ② 当社及び子会社は、取締役会規則、経営会議規則、権限規程その他の業務執行に係る規程を整備し、取締役等の権限の明確化、指揮命令系統の明確化を図る。
- ③ 子会社は、経営状況他グループ経営に影響を及ぼす一定の重要事項の決定について、事前に当社の承認を得るとともに、一定の事項を当社に対し報告する。
- ④ グループ全体を対象にリスク管理体制を敷くとともに、コンプライアンス教育を実施する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき従業員等に関する事項
 監査委員会の職務を補助する専任の組織として監査委員会直轄の監査委員会室を設置する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき従業員等の執行役からの独立性に関する事項及び当該従業員等に対する指示の実効性の確保に関する事項
 監査委員会室スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査委員会の同意を必要とし、執行役その他業務執行者からの独立性を確保する。

(8) 監査委員会への報告に関する体制

- ① 監査委員は、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査委員会室長は、監査委員会の指示を受け、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べる。
- ③ 監査委員会室長は、決裁書他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員、監査役員及び従業員に対して説明・報告を求めたうえでその内容を監査委員会に報告する。
- ④ 下記の部門は、グループ全体を対象として、法令に定められた事項のほか、監査委員会の要請に応じ、定期的に報告する。
 - ・ 内部監査部門による内部監査の結果
 - ・ 法務担当部門によるコンプライアンス遵守状況報告並びに内部通報制度の運用及び通報状況

・ その他のスタッフ部門によるコンプライアンス遵守状況、内部統制の活動状況

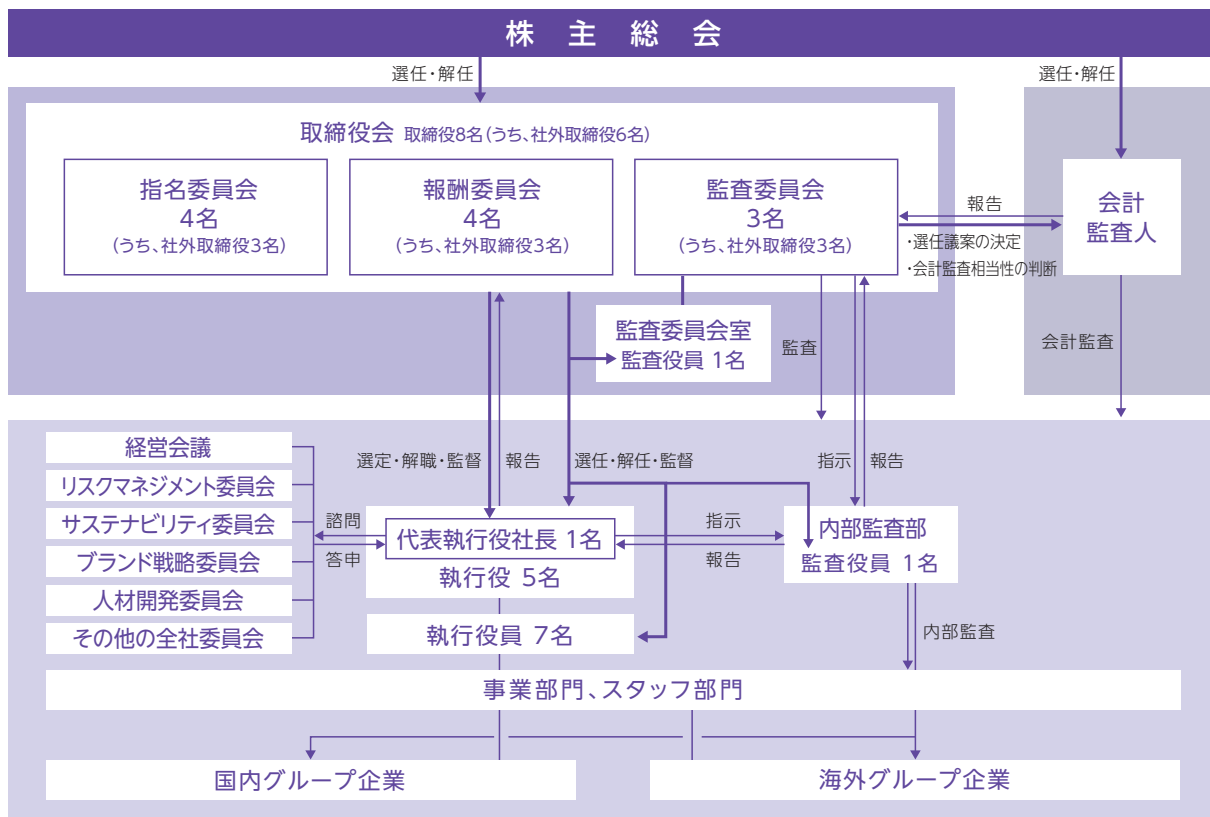
- ⑤ 当社の部門及び子会社は、業務及び業績に影響がある重要な事項を当社の執行役、執行役員、監査役員及び従業員をとおして、又は直接、監査委員会もしくは監査委員会室長に報告する。

(9) 当社及び子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役員及び従業員が監査委員会に報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社は、監査委員会に対し内部通報等を行った報告者の秘密が厳守され、報告者に対し不当な処分がなされないためのしくみを整備する。

(10) 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 当社は、監査委員会の監査計画に基づく監査業務に係る費用を負担し、監査計画外に発生する監査業務に係る費用については監査委員の請求により支払う。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表執行役社長は、内部統制システムの整備、運用状況等について、監査委員会と定期的な意見交換の場を持ち、その恒常的な改善を推進する。
 当社は、監査委員会の監査の実施にあたり、内部監査部門並びに会計監査人との連携の機会を確保する。監査委員会は、内部監査部門に対して必要に応じ監査に関する指示をすることができる。監査委員会が内部監査部門に対して指示した事項が、代表執行役社長からの指示と相反する場合は、監査委員会の指示を優先する。内部監査部長の人事異動について、事前に監査委員会の意見聴取を行う。
 なお、監査委員会が必要と認める場合には、監査業務について外部専門家による支援を確保する。



2024年4月1日現在

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 執行役、執行役員、監査役員及び従業員の職務の執行及びその効率性を確保するための取り組みの状況

当社は、企業理念及びその実現のための指針からなる「ヤマハフィロソフィー」を定め、執行役、執行役員、監査役員及び従業員はこれを共有し、実践しております。また「コーポレートガバナンス方針書」を策定し、そこで定めたコーポレートガバナンス基本方針のもと、「業務の適正を確保するための体制」に基づき経営上の組織体制や仕組みを整備し、諸施策を実施するとともに適切な開示をとおして、透明で質の高い経営の実現に取り組んでおります。

当社は、機関設計として指名委員会等設置会社を選択し、業務執行に関わる重要な決定権限を取締役会から執行役に大幅に委譲しております。これにより、効率的かつスピード感のある業務執行が可能になっております。

当期においては、代表執行役社長の諮問機関である「経営会議」を月2回開催し、経営課題の進捗確認を行いながら中期経営計画に沿った業務執行を進めました。

執行役による職務執行の状況は、執行役から取締役会に対し定期又は必要に応じ報告がされ、取締役会は、その職務執行状況を監督しました。

なお、執行役、執行役員、監査役員の職務の執行の状況及びその効率性を確保するため、執行役規則、執行役員規則及び監査役員規則を制定するとともに経営会議規則を明文化しております。

(2) 法令への適合性の確保に関する取り組みの状況

当社は、コンプライアンスに関し執行役員、監査役員、外部弁護士等を委員とする部会を設置し、グループ全体の方針や施策などの審議を行うとともに、各部門及びグループ各社の業務遂行をコンプライアンスの観点からモニタリングしております。

当期においては、国内では、不正・不祥事、ハラスメントの防止や早期発見・対応のため、グループ企業内の管理職全体に向けたパワーハラスメント防止研修や、内部通報に関わる従事者に向けた研修を行いました。また通報窓口の周知が図られているか、従業員に対し通報窓口の認知度調査を実施しました。

海外では、海外通報窓口の整備と通報対応力強化として、各グループ企業のコンプライアンス責任者・担当者に対して、マニュアルに則った具体的な通報対応研修を実施したことに加え、ワークショップ形式での実践研修を行うことで、案件解決力の向上を図りました。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

当社は、業務上の重要リスクについて、代表執行役社長の諮問機関である「リスクマネジメント委員会」において、グループ全体のリスク管理の方針策定を行うとともに、リスクの網羅的な把握・分析・評価や、対応のモニタリングを行っております。

当期においても、引き続き当社グループを取り巻くリスクの想定損害規模と想定発生頻度、及びコントロールレベルを評価・分析し、優先的に対処すべき重要リスクを特定するとともに担当部門を定め、コントロールレベルの向上を図りました。

また、同委員会における5つの部会において、特定の専門課題を審議し、リスク低減活動を推進しています。

(4) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

当社は、グループ全体の業務の適正を確保するためグループマネジメント憲章、グループ内部統制規程及び各種グループ規程を定め、グループ全体の基本方針として共有しております。また、グループ内部統制規程にて、当社における各子会社の所轄部門及びコーポレートスタッフ部門の役割を明確化し、子会社に対する責任と権限、運営管理の方法を定めております。

当期においては、規程運用の効率化と実効性向上の両立を図るために、既存規程の内容や権限移譲の妥当性を検証し、顕在化した課題について対応を進めております。また、内部監査部門がグループ全体の業務執行の適法性、合理性、有効性、効率性につき監査を行いました。

(5) 監査委員会の監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

当社は、監査委員会の監査の実効性を確保し、維持向上するため、監査委員会がグループ全体の重要情報の全てを入手でき、必要に応じ説明を受けることができる体制を確保しております。監査委員会の職務を補助すべき部門として監査委員会室を設け、専任者2名を配置し、監査役員に監査委員会室長を委嘱して、社内の重要会議への出席及び意見陳述を行わせることで、実効性の確保を図っております。

当期においては、社外取締役3名により構成される監査委員会は、毎月、内部監査部門及び監査委員会室から、全ての内部監査結果、重要会議の状況、重要書類閲覧やリスク管理部門聴取等により収集した情報の報告を受けたほか、定期的に経理部門等から直接報告を受け、内容確認を行いました。また、代表執行役社長と意見交換会を行ったほか、執行役、執行役員ら経営陣から報告を受け、業務執行状況を確認しました。監査委員会には毎回、内部監査部長を出席させ、また会計監査人とは監査報告会・レビュー報告会のほかに監査計画会、意見交換会を行い、連携を図りました。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

	前期	当期	前期	当期
資産			負債	
流動資産			流動負債	
現金及び現金同等物	103,886	101,587	営業債務及びその他の債務	60,536
営業債権及びその他の債権	75,392	88,015	有利子負債	1,489
その他の金融資産	1,089	4,861	リース負債	5,733
棚卸資産	153,671	164,149	その他の金融負債	9,909
その他の流動資産	12,645	10,733	未払法人所得税	2,851
			引当金	2,114
			その他の流動負債	12,468
流動資産合計	346,685	369,346	流動負債合計	95,103
非流動資産			非流動負債	
有形固定資産	112,145	126,526	有利子負債	6
使用権資産	21,852	24,141	リース負債	10,440
のれん	1,053	1,194	その他の金融負債	74
無形資産	6,393	6,235	退職給付に係る負債	14,067
金融資産	80,738	103,452	引当金	2,744
退職給付に係る資産	14,018	21,803	繰延税金負債	11,704
繰延税金資産	9,716	12,229	その他の非流動負債	2,123
その他の非流動資産	1,605	1,908		
非流動資産合計	247,524	297,491	非流動負債合計	41,162
			負債合計	136,265
			資本	
			資本金	28,534
			資本剰余金	1,755
			利益剰余金	428,166
			自己株式	△78,766
			その他の資本の構成要素	77,148
			親会社の所有者に帰属する 持分合計	456,837
			非支配持分	1,106
			資本合計	457,944
資産合計	594,209	666,837	負債及び資本合計	594,209

(注) 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.企業結合における取得対価の配分の完了に伴い、前期の数値を遡及修正しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	前期	当期
売上収益	451,410	462,866
売上原価	△280,270	△291,784
売上総利益	171,139	171,081
販売費及び一般管理費	△125,272	△137,428
事業利益	45,867	33,653
その他の収益	2,006	1,470
その他の費用	△1,389	△6,124
営業利益	46,484	28,999
金融収益	4,509	9,192
金融費用	△441	△561
税引前当期利益	50,552	37,629
法人所得税費用	△12,375	△7,852
当期利益	38,177	29,776
当期利益の帰属		
親会社の所有者	38,183	29,642
非支配持分	△6	134
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	222.64	175.68

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

		(単位:百万円)	
	前期	当期	
資産の部			負債の部
流動資産	132,153	134,179	流動負債
現金及び預金	43,585	33,632	買掛金
受取手形	223	576	短期借入金
電子記録債権	1,284	976	リース債務
売掛金	24,213	24,504	未払金
商品及び製品	16,034	21,811	未払費用
仕掛品	2,793	1,857	未払法人税等
原材料	2,727	3,713	前受金
短期貸付金	23,312	27,615	契約負債
未収還付法人税等	3,559	—	返金負債
未収還付消費税等	5,260	6,408	預り金
その他	12,995	14,534	製品保証引当金
貸倒引当金	△3,837	△1,451	その他
			固定負債
固定資産	254,439	290,341	リース債務
有形固定資産	83,222	96,468	繰延税金負債
建物及び構築物	25,573	25,561	再評価に係る繰延税金負債
機械及び装置	869	1,040	製品保証引当金
車輛運搬具	45	34	退職給付引当金
工具、器具及び備品	2,943	3,011	長期預り金
土地	41,475	42,623	その他
リース資産	5	17	
建設仮勘定	12,309	24,179	負債合計
			82,537
無形固定資産	1,240	1,150	
			純資産の部
投資その他の資産	169,976	192,721	株主資本
投資有価証券	73,010	94,633	資本金
関係会社株式	69,467	69,549	資本剰余金
関係会社出資金	20,563	20,563	資本準備金
長期貸付金	3	3	その他資本剰余金
敷金及び保証金	1,009	1,016	利益剰余金
前払年金費用	5,923	6,954	利益準備金
その他	78	56	その他利益剰余金
貸倒引当金	△78	△55	圧縮記帳積立金
			買換資産取得特別勘定積立金
			別途積立金
			繰越利益剰余金
			自己株式
			△78,766
			評価・換算差額等
			63,749
			その他有価証券評価差額金
			44,763
			繰延ヘッジ損益
			△284
			土地再評価差額金
			19,270
			純資産合計
			304,055
資産合計	386,593	424,520	負債純資産合計
			386,593

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

		(単位:百万円)	
	前期	当期	
売上高	258,389	262,082	
売上原価	203,140	207,291	
売上総利益	55,249	54,790	
販売費及び一般管理費	34,964	39,856	
営業利益	20,284	14,933	
営業外収益			
受取利息	562	1,316	
受取配当金	21,675	8,291	
その他	965	5,176	
営業外収益合計	23,203	14,784	
営業外費用			
支払利息	2	2	
その他	380	368	
営業外費用合計	383	370	
経常利益	43,104	29,347	
特別利益			
固定資産売却益	10	30	
投資有価証券売却益	186	8,604	
貸倒引当金戻入益	—	2,429	
受取損害賠償金	—	123	
特別利益合計	196	11,187	
特別損失			
固定資産除却損	44	46	
構造改革費用	—	2,831	
減損損失	400	22	
貸倒引当金繰入額	545	—	
特別損失合計	990	2,900	
税引前当期純利益	42,309	37,634	
法人税、住民税及び事業税	7,433	7,866	
法人税等調整額	△214	△4,233	
法人税等合計	7,219	3,632	
当期純利益	35,090	34,001	

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川亮悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角田大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本周二
業務執行社員

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマハ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

浜松事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 亮悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 角田 大輔
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 周二
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマハ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書(謄本)

監査報告書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第200期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、執行役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

また、監査委員会が定めた監査基準に準拠し、監査方針及び職務分担等を定めた監査計画に基づき、社の内部監査部門及びその他スタッフ部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、決裁書等の重要書類の内容、取締役及び執行役等の職務の執行状況、並びに社の業務及び財産の状況について調査いたしました。

子会社については、子会社監査役及び会計監査人等との意思疎通を図るとともに、必要に応じて子会社へ赴き、またはウェブ会議システムを利用して、各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受け、業務及び財産の状況等について調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月8日

ヤマハ株式会社 監査委員会

監査委員 藤塚 主夫 ㊞

監査委員 吉澤 尚子 ㊞

監査委員 江幡 奈歩 ㊞

(注)監査委員 藤塚主夫、吉澤尚子及び江幡奈歩は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

トピックス

気候変動に関するCDP調査において最高評価となる「Aリスト」企業に選定

国際的な環境非営利団体CDPより、気候変動に関する積極的な取り組みと透明性が評価され、「CDP2023気候変動Aリスト企業」に選定されました。当社のAリスト入りは2021年度以来2回目となります。当社グループは、気候変動への対応、持続可能な木材の利用、省資源、廃棄物・有害物質削減を環境のマテリアリティとして持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っています。



当社グループの
気候変動対策の
取り組み



ヤマハグループ「統合報告書2023」が「優秀賞」を受賞

当社は、日本経済新聞社が主催する「第3回日経統合報告書アワード」において、「優秀賞」を受賞しました。2020年にも優秀賞を受賞し、今回2回目の受賞です。今後もより一層、当社グループのご理解と信頼を得られるよう、積極的な情報開示と皆様との対話を重視し、企業価値向上に努めてまいります。

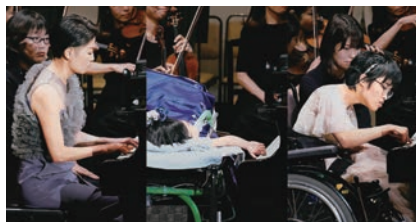


ヤマハグループ「統合報告書2023」の
全文は当社ウェブサイトに掲載しております。



障がいのある3名のピアニストがオーケストラ、合唱団と共演する かつてないコンサート『だれでも第九』を開催

『だれでも第九』は、指一本から弾ける自動伴奏追従機能付きのピアノ「だれでもピアノ」を使って、障がいのある3名のピアニストと、オーケストラと合唱団がベートーヴェンの「第九」を共演する、かつてないコンサートです。2023年12月21日、サントリーホール ブルーローズにて『だれでも第九』コンサートを開催しました。



『だれでも第九』
特設サイト



株主メモ

●事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
●定時株主総会の基準日	3月31日
●定時株主総会	6月
●期末配当の基準日	3月31日
●中間配当の基準日	9月30日
●単元株式数	100株

●公告の方法

電子公告によります。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。

[電子公告のURL] <https://www.yamaha.com/ja/>

●株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

●株式事務のお問い合わせ先

株式事務の内容により、証券会社又は三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株式事務の内容	・住所変更 ・配当金受取方法の変更 ・単元未満株式の買取請求 ・株主総会資料の書面交付請求* *下記いずれも可	・未払い配当金の支払い
口座を開設されている場合	口座を開設された証券会社	三井住友信託銀行株式会社
株式が特別口座にある場合	三井住友信託銀行株式会社	三井住友信託銀行株式会社

●三井住友信託銀行株式会社のお問い合わせ先

 0120-782-031 平日9:00-17:00

●特別口座について

株券電子化の施行日(2009年1月5日)前に株式会社証券保管振替機構(ほふり)を利用されていなかった株主様の株式は、三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されております。

●配当金計算書について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。



浜松市中央区中沢町10番1号 当社18号館1階 Tel:053(460)2800

- ▶ ミニコンサート及びお土産はございません。
- ▶ 駐車場の準備はございません。
- ▶ 本株主総会につきましては、後日、下記当社ウェブサイトにて動画配信することを予定しております。

https://www.yamaha.com/ja/ir/shareholder_info/



この「招集ご通知」は
環境にやさしい
植物油インキを使用しています。



見やすい
ユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

ヤマハ株式会社

〒430-8650 静岡県浜松市中央区中沢町10番1号
Tel: 053(460)2800 Fax: 053(460)2802
URL: <https://www.yamaha.com/ja/>

